

お知らせ版



健康マイレージの実施期間は2月末までです

健康マイレージに挑戦してまだ申請していない方は、2月28日(木)までに健康課成人健康係へ申請してください。

骨を保つ以外にもイライラを抑える作用もあり、大切な栄養素です。

本教室では、「骨の健康」をテーマに食事の工夫や体操、カルシウムたっぷり料理を紹介いたします。ぜひご参加ください。

なお、未実施の方でも今月から始めれば、まだ、間に合います。

商品券などがもらえるほか、「かみのかわブランド」が当たりますので、ぜひ挑戦してみてください。

▼問い合わせ先 健康課 成人健康係

☎91333

元気アツプ栄養教室「カルシウムたっぷり献立」

現代人はカルシウムが不足しがちです。

カルシウムは丈夫な歯や

今月の納期

納期限1月31日(木)

町県民税	第4期
国民健康保険税	第7期
介護保険料	第5期
後期高齢者医療保険料	第7期

今月の休日納税相談

日時 = 1月27日(日)
午前8時30分～正午
場所 = 1階 税務課窓口
連絡先 = 税務課 納税係

☎569121

介護サービス利用料等の医療費控除

所得税法や地方税法では、医療費のほか左記のものが医療費控除の対象になります。

1. 介護サービス利用料

介護サービスの利用料の個人負担(払い戻しを受けた高額介護サービス費を除く)のうち、居宅サービス事業者・指定介護老人福祉施設等が発行する領収証書に記載されている医療費控除対象額。

(申告に必要なもの)

- ① 医療費控除の明細書
2. おむつ代

おむつ代は6ヶ月以上寝たきりの状態にあり、治療上おむつの使用が必要な方のおむつ代(紙おむつの購入料・貸しおむつの賃借料)。(申告に必要なもの)

上三川町 交通事故発生状況

	10月	11月
件数	12件	10件
負傷者数	16人	14人
死者数	0人	0人

を申告時に提出することで障がい者控除を受けることができます。

▼対象者の条件

- ① 町内に住所を有する65歳以上で、要介護認定を受けている知的障がい又は、身体上の障がいのある方(介護保険被保険者証又は、介護保険資格者証の写しをお持ちください)
- ② 町内に住所を有する65歳以上で、障がい福祉サービス受給者証を受けている知的障がい又は、身体上の障がいのある方(受給者証の写しをお持ちください)

障がい者控除対象者認定書交付について

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障がい(または特別障がい)に該当する場合、障がい者控除を受けられます。

満65歳以上で障がいのある方は、手帳がなくても、これらの障がいに基づいて、町長が発行する「障がい者控除対象者認定書」

☎9102

▼問い合わせ先 保険課 高齢者支援係

- ① 該当する方
保険課 高齢者支援係
☎9102
- ② 該当する方
福祉課 福祉人権係
☎9128

小中学校非常勤講師を募集します

町内の小中学校において、4月から勤務する非常勤講師の登録者を募集しております。登録いただいた方の中から面接等の選考により任用を決定いたします。登録を希望する方は所定の様式により、次のとおり登録ください。

- ▶業務内容＝学校における児童生徒の支援等
- ▶勤務時間＝午前8時30分から午後3時30分等
- ▶資格＝教員免許状
- ▶報酬＝月額8000円等
- ▶その他＝勤務先により業務の内容や勤務時間に変更になる場合があります。詳細は任用前にご説明いたします。
- ▶登録方法＝非常勤講師選考願書をホームページからダウンロードし、教育総務課に持参又は郵送により提出してください。
- ▶問い合わせ先＝
 教育総務課 学校教育係 ☎569156

ゆるキャラグランプリ2018の投票にご協力いただきありがとうございました!!

結果は、投票数5,997票、ご当地ランキング88位/507体でした。
 これからも町マスコットキャラクター「かみたん」をよろしくお願ひします。

応援ありがとう!
 ボクたん、これからもがんばる!



▶問い合わせ先＝
 企画課 情報広報係
 ☎569117

平成31年度 放課後児童クラブ利用申込について

平成31年度からの放課後児童クラブ利用申請書類を福祉課窓口および各学童クラブにて配布しています。また、申込受付については、次のとおりです。
 ▼申込期間 1月7日(月)～1月25日(金)(土・日・祝日を除く)
 学童クラブでの受付時間は、各学童クラブの開所時間内とします。
 福祉課窓口での受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)とします。
 ※利用許可は、先着順ではありません。
 ※申請書類は、町ホームページからもダウンロード可能です。

上三川町赤ちゃん誕生祝金制度について

この制度は、第3子以降の子の誕生を祝うとともに健やかな成長を願い、誕生祝い金を支給することにより子育てに要する経費の軽減を図るものです。
 ▼支給対象者 第3子以降の子を出産した方又はその配偶者で、次に掲げる要件をすべて満たす方
 ○出産の日まで引き続き1年以上当該に住所を有している。
 ○出産した子以外に、現に2人以上の児童を養育している。
 ▼祝い金の金額 第3子以降の子1人につき20万円
 ▼必要書類等 上三川町赤ちゃん誕生祝金支給申請書、印かん、戸籍謄本(上三川町に本籍がある方は、必要ありません)
 ▼申請期限 出産日の翌日から1年以内
 ▼申請方法 必要書類をそろえて福祉課子ども・子育て係へご申請ください。

▼問い合わせ先 福祉課 子ども・子育て係 ☎569130



福祉課 子ども・子育て係 ☎569130

丸宇興業株式会社



上三川町上郷1927
 栃木県知事許可(般-27)
 第23313号

ECOベアー事業部 いろよくまんでん
 ☎0120 164910点

NISSAN INTELLIGENT MOBILITY



日産リーフ

栃木日産上三川店 ☎0285-56-7723